

すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）推進会議開催要綱

（趣旨）

第 1 条 市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体、行政等が協働して支援し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）」を推進するため、次の事項について意見を聴取することを目的として、すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

- (1) 「すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）」の普及啓発に関すること
- (2) 「すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）」の支援体制に関すること
- (3) 地域・職域連携の推進に関すること
- (4) その他「すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）」の推進に関すること

（会議の委員）

第 2 条 会議の委員は、学識経験者、医療関係者、保健関係者、公募により選考された市民その他健康局長が適当と認める者のうちから健康局長が委嘱（委託）する。

2 前項に掲げる公募の方法は、別に定める。

（座長）

第 3 条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（開催期間）

第 4 条 会議は、「すこやか大阪 2 1（第 2 次後期）」の計画期間中開催する。

（施行の細目）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 5 日から施行する。